

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年3月4日（平成28年（行個）諮問第41号）

答申日：平成29年11月13日（平成29年度（行個）答申第127号）

事件名：特定日付けで本人が行った審査請求に関して審査官が収集した文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年特定月日付けで提出した私の審査請求に対し、審査請求決定のため審査官が収集した資料一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、宮城労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年10月8日付け宮労発基1008第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされた部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

部分開示を決定した処分庁は、不開示の理由として開示対象に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定個人の氏名、役職、印影、開示請求者以外の特定個人から聴取等の調査を行った際の聴取内容が記載されており、これらは開示請求者以外の個人に関する情報であって、「特定の個人を識別」することができる情報であるために部分開示しかできないと不開示理由の一つとして述べているが、審査請求人に対して送付された労災申請に係る特定労働局特定労働者災害補償保険審査官（以下「労災保険審査官」という。）作成の審査決定書謄本（宮基発115号）平成27年8月7日付けを見ると特定労働基準監督署調査官及び労災保険審査官の調査対象になった開示請求者以外の「特定個人」は容易に識別できることから、審査請求における労災保険審査官が調査時において収集した資料を不開示にする理由はない。

処分庁は、法14条2号ただし書イ、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないとしたことを不開示の理由にあげているが、審査請求人は、平成27年10月2日付けで労働保険審査会に対して、労災保険再審査請求を行っている。労働保険審査会受付年月日は、平成27年10月5日であり、事件番号は平成27年労第456号である。再審査請求に臨む準備のためにも本来、開示すべき情報であり不開示にする理由はない。

同14条2号ただし書ロには、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報とあるが、処分庁は、これに該当しないとして不開示の理由を述べているが、処分庁の判断は、不開示にすることにより被害者側である審査請求人の利益ではなく、加害者側である学校当局とその関係者個人の権利、利益を保護しており、誤った判断をしている。

既に職場において加害者教諭から、嫌がらせ・いじめなどによりパワーハラスメントを受け、精神障害を発症していることから、「人の生命、健康、生活又は財産」といった保護されるべき権利利益は失われており、その事実確認のためには開示が必要であり、行政不服審査法の国民救済の趣旨からすれば、法14条2号ロのただし書が、被害が生じているか否かといった事実の認定やその証明のために開示するものではないという論理もおかしく、国民救済の趣旨と公正さを考えれば不開示にする理由はない。

処分庁は、当該保有個人情報には、法人等の印影及び担当官が事業場から提出させた文書などの法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれており、法14条3号イに該当することから、この情報が記載されている部分を不開示にしたと述べているが、労災保険審査官作成の審査決定書謄本にて、どのような資料が提出されたのかあらまは認識しており、正当な利益を害するおそれなどなく不開示にする理由などない。以上の理由から、処分庁の情報が記載されている部分を不開示にしたのは、開示請求者以外の学校当局と関係者個人の権利、利益を保護するためであり、不開示にする正当な理由はなく部分不開示とした箇所について開示することを求める。

(2) 意見書

ア 平成27年10月8日付け宮労発1008第1号により通知のあった保有個人情報開示決定処分に対して、行政不服審査法5条に基づき、平成27年12月6日付けで審査請求を行った。

イ 理由は、同年12月6日付け審査請求書3の②の理由に記載したとおりであるが、諮問庁は別途送付の理由説明書（下記第3。以下同

じ。)の1において、本件対象保有個人情報の不開示理由を諮問庁としての考え方として述べており、それによると、不開示理由は、法14条7号柱書きを加え、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当と述べている。

ウ 理由説明書の2の理由(2)不開示情報該当性について述べた中では、アにおいて法14条2号の不開示情報についての法的根拠と具体的理由を(ア)(イ)で述べている。イにおいては法14条3号の不開示情報の具体的理由について述べている。エにおいては、法14条7号柱書きの不開示情報に根拠に(ア)と(イ)で不開示の具体的理由について述べている。そして結論として本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると述べている。

エ しかし、審査請求人は、同年12月6日付け審査請求書に記載した理由からすれば、諮問庁である厚生労働大臣が不開示とした理由と法的根拠は否定され、原処分を維持する明確な根拠はないと考える。

オ 個々の法的な根拠が否定される理由とは、

(ア) 諮問庁提出の理由説明書2の(2)不開示部分ア(ア)別表に記載した本件対象保有個人情報のうち不開示部分について、審査請求人以外の特名氏名など、審査請求人以外の特名の個人を識別することが出来るものであるためと諮問庁は述べているが、審査請求人は、労働保険審査会に再審査請求をしており、本年4月25日に開かれる審査会審理のために労災保険審査官が収集した資料一式がコピーされ審査請求人に送付されているが、資料の中で審査請求人以外の特名氏名、審査請求人以外の個人情報明らかにされ、特定の個人を識別出来る状態にあり、諮問庁が不開示とした法的根拠は否定されたと考える。

(イ) 諮問庁は、理由説明書の2の(2)不開示部分ア(ア)において、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないと述べているが、法14条2号本文には上記で述べたように該当しないと考える。同号ただし書イについては、審査請求人は、労働保険審査会に再審査請求をしており、その審理のために労災保険審査官が収集した資料一式がコピーされ審査請求人に送付されて来ることは、諮問庁が制度の流れをよく知っているはずであり、ただし書イに十分該当すると考える。ただし書口においても、諮問庁は該当しないと述べているが、諮問庁の不開示理由から

すると不開示にすることにより開示請求者以外の個人の権利利益が保護され開示請求者の権利利益は除外されていると考える。

(ウ) ただし書八においても諮問庁は該当しないと述べているが、審査請求人に審査会審理のために労災保険審査官が収集した資料一式がコピーされ審査請求人に送付されている資料内容からすれば、不開示理由は否定されると考える。

(エ) 諮問庁は理由説明書の2の(2)ア(イ)において、別表に記載した本件対象保有個人情報のうち不開示にした文書部分についての理由を労災保険審査官が、審査請求人が行った労災保険の審査請求に係る決定を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容であると述べているが、労働保険審査会より審査会審理のために送付されている、労災保険審査官が収集した資料一式には、聴取内容、聴取された者の氏名、職階、所属部署、年齢、など被聴取者の特定個人を識別できる内容が記載されており、諮問庁の不開示理由は否定される。また、(イ)において当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるためと不開示理由を述べているが、労働保険審査会により審査会審理のために送付されている、労災保険審査官が収集した資料一式の内容からすれば、諮問庁が不開示とした資料を何故労働保険審査会では開示しているのか、諮問庁の述べる、当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある等というのはあくまでも「予断」であり、情報を開示したくない厚生労働省の理不尽な言い訳に過ぎない。当該情報は法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする諮問庁の理由と法的根拠は上記の理由から否定されると考える。

(オ) 法14条3号イの不開示情報について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、不開示にした文書部分についての理由を、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該特定事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのために、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると述べているが、審査請求人は、労働保険審査会に再審査請求をしており、その審理のた

めに労災保険審査官が「収集した資料一式」がコピーされ審査請求人に送付されており、当該情報は審査請求人が周知していることから不開示にする理由はない。よって法14条3号イを根拠とした原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする諮問庁の理由と法的根拠は上記理由から否定され则认为。

(カ) 法14条7号柱書き不開示情報について

理由説明書の2の(2)エ(ア)にて、別表に記載した本件対象保有個人情報のうち不開示にした文書部分について、労災保険審査官が、審査請求人が行った労災保険の審査請求に係る決定を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの聴取内容が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは上記2(2)ア(イ)で既に述べたことであると述べ、加えて、これらの情報を開示することとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方の不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当だと述べているが、審査請求人に審査会審理のために労災保険審査官が収集した資料一式がコピーされ、審査請求人に送付されている資料内容からすれば、上記の不開示理由は否定され则认为。まして、労働基準監督署、宮城労働局からの事情聴取時に虚偽の申述を繰り返した被申請人聴取者が心理的に大きな影響を受けるとは到底考えられず、そうした虚偽の申述の裏付けを取らずにうのみにした調査官と労災保険審査官が公正で的確な労災認定を実施しているとは到底いえない。既に審査請求人に審査会審理のために労災保険審査官が収集した資料一式がコピーされ、審査請求人に送付されていることから、情報が開示されたからといって労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるなどの理由から、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当だとする諮問庁の説明は否定され则认为。

理由説明書の2の(2)エ(イ)においても、本件対象保有個人情報のうち不開示の文書部分について、これらの情報は、守秘義務

により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場からだけではなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難になる。したがってこれらの情報が開示することにより、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると述べているが、審査請求人に審査会審理のために労災保険審査官が収集した資料一式がコピーされ、審査請求人に送付されている資料内容からすれば、上記の不開示理由は否定され则认为る。

カ 結論

以上のとおり、諮問庁の説明理由は、理不尽であり法的根拠もなければ説得できる具体的理由もない。よって原処分の取消しを求め部分不開示とした箇所について開示するように求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、不開示理由について、法14条7号柱書きを加え、法14条2号、3号イ及び第7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成27年特定月日付けで提出した審査請求人の審査請求に対し、審査請求決定のため労災保険審査官が収集した資料一切である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の①、4の①、4の③、5、6の①、6の③、10の①、11の①、12の①及び13の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、4の②、10の②、11の②、12の②及び13の②の不開示部分は、労災保険審査官が、審査請求人が行った労災保険の審査請求に係る決定を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の②、4の③、4の④、5、6の②及び6の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、4の②、10の②、11の②、12の②及び13の②の不開示部分は、労災保険審査官が、審査請求人が行った労災保険の審査請求に係る決定を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの聴取内容が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の②、

4の③，4の④，5，6の②及び6の③の不開示部分は，特定事業場の業務内容に関する情報等であり，当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。そのため，仮にこれらの情報が開示された場合には，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは上記イで既に述べたところである。

さらに，これらの情報は，守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき，当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから，当該情報を開示するとした場合には，このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い，労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり，公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって，これらの情報は開示することにより労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法第14条7号柱書きに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 結論

以上のとおり，本件対象保有個人情報については，原処分の一部を変更し，原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で，別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については，法14条2号，3号イ及び7号柱書きに基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|--|
| ① | 平成28年3月4日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月22日 | 審議 |
| ④ | 同年4月5日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成29年10月26日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施，
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年11月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，「平成27年特定月日付けで提出した私の審査請求に対し，審査請求決定のため審査官が収集した資料一式」に記録された保有個人情報である。

処分庁は，本件対象保有個人情報の一部について，法14条2号及び3号イに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は，不開示とされた部分の開示を求めているところ，諮問庁

は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、不開示理由に法14条7号柱書きを追加した上で、別表の4欄に掲げる部分については、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するため、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分前に、本件審査請求事件について労災保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対して、既に決定書の送付がなされているとのことであった。

そうすると、審査請求人は、原処分前に、決定書の記載の内容は承知しているものと認められることから、以下の検討においては、諮問庁から提示された決定書の内容も踏まえることとする。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番5

当該部分は、労災保険審査官が審査請求人以外の個人から聴取した際の審査記録書に記載された場所、相手方及び用件であり、一体として、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(ア) 当該部分のうち、場所及び用件は、労災保険審査官による決定書において既に開示されている情報から推認できる情報であり、法14条2号ただし書イの慣行として審査請求人が知ることのできる情報に該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(イ) 当該部分のうち、4行目1文字目ないし13文字目及び18文字目ないし最終文字は、地方公務員の職及び職務の遂行に係る情報であり、法14条2号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

(ウ) その余の部分は、上記(イ)を開示することにより、原処分が開示されている情報から推認できる情報であり、法14条2号ただし書イの慣行として審査請求人が知ることのできる情報に該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番6

当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるも

のとは認められず、また、これを開示しても審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。さらに、当該部分は、労災保険審査官による決定書において既に開示されている情報から推認できる情報であり、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。加えて、当該事業場は、地方公共団体であることから、法14条3号イは適用されない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番10

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(ア) 当該部分のうち、4行目ないし5行目3文字目は、労災保険審査官宛て文書の発出人に係る情報であって、地方公務員の職に係る情報であり、法14条2号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

(イ) その余の部分は、上記(ア)を開示することにより、原処分が開示されている情報から推認できる情報であり、法14条2号ただし書イの慣行として審査請求人が知ることのできる情報に該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番22

当該部分は、労災保険審査官が審査請求人以外の個人から聴取した際の審査記録書の「相手方」欄の記載内容であって、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、労災保険審査官による決定書において既に開示されている情報から推認できる情報であり、同号ただし書イの慣行として審査請求人が知ることのできる情報に該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性(通番3、通番16、通番18及び通番20)について

通番3、通番16、通番18及び通番20は、労災保険審査官が審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書に記載された被聴取者の住所、職業、氏名、生年月日、勤務先等であり、それぞれ一体と

して法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

被聴取者が誰であるかは、審査請求人が法令の規定又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえず、また、当該部分の被聴取者は公務員であるが、その回答は、職務遂行上行われたものではないことから、当該部分は、法14条2号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号柱書き該当性（通番6ないし通番9，通番11及び通番12）について

（ア）通番8は労災保険審査官の調査資料、通番11は特定事業場から特定労働基準監督署の担当調査官への連絡事項であり、これらを開示すると、このことを知った特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関における労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番6及び通番7は、労災保険審査官の調査内容及び調査資料であり、上記（ア）と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（ウ）通番9は審査請求人の退職後の職員室座席表及び通番12は労災保険審査官の求めに応じて特定事業場から提出された資料であり、いずれも審査請求人の知り得る情報であるとは認められず、上記（ア）と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性（通番4，通番17，通番19，通番21及び通番23）について

（ア）通番4の5頁14行目、通番17の4頁6行目、通番19の5頁3行目及び通番21の5頁17行目は、労災保険審査官が聴取した

被聴取者の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

被聴取者が誰であるかは、審査請求人が法令の規定又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえ、また、当該部分の被聴取者は公務員であるが、その回答は、職務遂行上行われたものではないことから、当該部分は、法14条2号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その余の部分は、労災保険審査官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、法14条2号該当性について、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であり、同号ただし書ロに該当すると主張する。

しかしながら、当該不開示情報を審査請求人に開示することについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリント及び労働保険審査会の裁決書が送付されているとのことであった。本件開示

請求に係る原処分時においては、当該事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該事件プリント等の送付により、当該事件プリント等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該事件プリント等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号	2 対象文書名	3 通番	4 不開示を維持する部分	5 不開示情報 (法14条該当号)			6 開示すべき部分
				2号	3号イ	7号柱書き	
1	聴取書①	1	なし	—	—	—	—
2	審査記録書①	2	なし	—	—	—	—
3	聴取書②	3	① 1頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 15文字目, 16文字目, 6行目11文字目ないし最終文字	○			なし
		4	② 1頁9行目ないし5頁14行目の不開示部分(「<問>」, 「<答>」の記載を除く。)	○		○	なし
4	審査記録書②	5	① 1頁3行目3文字目ないし最終文字, 4行目4文字目ないし最終	○			全て

			文字, 5行目 3文字目ない し最終文字				
		6	②1頁6行目 ないし25行 目の不開示部 分(項番を除 く。)	○	○	○	1頁6行 目及び7 行目
		7	③2頁ないし 6頁, 9頁の 不開示部分	○	○	○	なし
		8	④7頁, 8頁 の不開示部分		○	○	なし
5	職員室座 席表	9	不開示部分の 全て	○	○	○	なし
6	宮城労働 局労働基 準部労災 補償課 労災保険 審査官宛 ての書類	10	①1頁4行 目, 5行目	○			全て
		11	②1頁6行目 ないし8行目		○	○	なし
		12	③2頁ないし 7頁不開示部 分	○	○	○	なし
7	平成24 年度学校 要覧特定 高等学校	13	なし	-	-	-	-
8	平成27 年度学校 要覧特定 高等学校	14	なし	-	-	-	-
9	審査記録 書③	15	なし	-	-	-	-
10	聴取書③	16	①1頁2行目 3文字目ない し最終文字, 3行目3文字 目ないし最終	○			なし

			文字， 4 行目 3 文字目ない し最終文字， 5 行目 7 文字 目， 8 文字 目， 1 0 文字 目， 1 2 文字 目， 1 3 文字 目， 1 6 文字 目， 1 7 文字 目， 6 行目 1 2 文字目ない し 2 0 文字目				
		1 7	② 1 頁 8 行目 ないし 4 頁 6 行目の不開示 部分	○		○	なし
1 1	聴取書④	1 8	① 1 頁 2 行目 3 文字目ない し最終文字， 3 行目 3 文字 目ないし最終 文字， 4 行目 3 文字目ない し最終文字， 5 行目 7 文字 目， 8 文字 目， 1 0 文字 目， 1 2 文字 目， 1 3 文字 目， 1 6 文字 目， 1 7 文字 目， 6 行目 1 2 文字目ない し 2 0 文字目	○			なし
		1 9	② 1 頁 8 行目 ないし 5 頁 3	○		○	なし

			行目の不開示部分				
1 2	聴取書⑤	2 0	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 1 文字目, 1 3 文字目, 1 4 文字目, 1 7 文字目, 1 8 文字目, 6 行目 1 2 文字目ないし 2 0 文字目	○			なし
		2 1	② 1 頁 8 行目ないし 5 頁 1 7 行目の不開示部分	○		○	なし
1 3	審査記録書④	2 2	① 1 頁 4 行目 4 文字目ないし最終文字	○			全て
		2 3	② 1 頁 6 行目ないし 2 頁 1 5 行目の不開示部分（「当審査官」の記載を除く。）	○		○	なし